

長泉町パブリック・コメント手続実施要綱の考え方

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町が基本的な施策を策定する過程における町民参加の機会の拡大を図り、もって行政運営における公正の確保及び透明性の向上に資するとともに、協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

【考え方】

パブリック・コメント手続は、町が施策等を決定する際の意思決定過程において、その案を公表し町民等から提出された意見等を考慮して、町の最終的な意思決定を行いますので、町民参加を推進する手段の一つとして位置付けられるものです。この手続を実施することにより、町民に対する行政の説明責任を果たし、行政運営における透明性の向上と町民との協働による町づくりの推進を図ります。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

パブリック・コメント手続 町の基本的な施策を策定する場合において、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く町民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう。

実施機関 町長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

町民等 次に掲げるものをいう。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 町内に存する学校に在学する者

オ 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有すると実施機関が認めたもの

【考え方】

(第1号関係)

「パブリック・コメント手続」は「意見公募手続」や「意見提出手続」などともいわれますが、一般的に共通の呼称として認知されている表現であると考え、制度の名称に用いました。

パブリック・コメント手続は、公表した案に対して有益な意見や情報の提出を求め、施策等に反映していくための手続です。住民投票制度のように案に対する賛否を問うものではありません。

(第2号関係)

パブリック・コメント手続の実施については、対象となる施策等を策定する実施機関が実施主体になります。具体的には、長泉町情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関から議決機関の議会を除いたものです。議会は町民から直接選挙により構成される機関であり行政の執行機関ではないこと、執行機関の審議機能を持つ機関であることが

ら、この制度の実施機関には含めません。また、審議会その他の附属機関等についても実施機関には含みません。しかし、審議会その他の附属機関等が、この要綱の定めにしたがった手続を実施して策定した報告、答申等に基づき実施機関が施策等を策定する場合、実施機関はパブリック・コメント手続を実施しないで、意思決定を行うことができます（第7条参照）。

（第3号関係）

この制度に基づき意見等を提出できる「町民等」とは、幅広く多様な意見等を得るため、本町に在住、在勤、在学する者のほかに本町以外に居住する利害関係者なども広く「町民等」として位置付け、パブリック・コメント手続の対象となる施策等に意見等を提出できるものとししました。

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる町の基本的な施策等(以下「施策等」という。)は、次に掲げるものとする。

町の基本的な施策に関する計画の策定又は重要な改定

その他実施機関がパブリック・コメント手続を実施することが必要であると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、パブリック・コメント手続の対象としないことができる。

緊急を要するもの又は軽微なもの

国、県等の計画等との整合を図るため、町の裁量の余地が少ないもの

法令等の規定に基づき意見聴取の手続を実施しなければならないもの

【考え方】

(第1項関係)

パブリック・コメント手続は、行政におけるすべての事務事業を対象として実施するものではありません。町民生活への影響、事務執行の効率、パブリック・コメント手続の実施に見合う効果などを考慮し、町の基本的な計画等の策定を対象として実施するものです。

職員の給与に関するものなど行政内部にのみに適用されるものは対象としません。

パブリック・コメント手続を実施する施策等であるかどうかは、当該施策等を所管する実施機関が要綱の趣旨を踏まえて判断します。なお、パブリック・コメント手続の実施に関する説明責任は実施機関が負います。

「町の基本的な施策に関する計画」とは、総合計画や総合計画に基づいて定められる個別の行政分野における施策の計画のように、町の将来の施策の基本的事項を定めている計画を指します。具体的な計画の例としては「長泉町総合計画」「長泉町保健計画」「長泉町生涯学習推進計画」などがあり、これらの計画を新しく策定、改定しようとする場合は対象となります。

本項の第1号に該当しない施策等であっても第1条の目的に合致し、この手続を実施することが必要と実施機関が判断すれば、第2号を根拠にパブリック・コメント手続の対象とすることができます。

(第2項関係)

「緊急を要するもの」とは、早期に施策等を実施する必要があるため、パブリック・コメント手続を実施する時間的余裕がない場合や、この手続に要する期間中にその効果が損なわれるなどの場合をいいます。具体的な例としては、災害対策など緊急に対応する必要がある場合などをいいます。

「軽微なもの」とは、計画等の大幅な改正や、基本的な事項の改定を伴わないものをいいます。

「国、県等の計画等との整合を図るため、町の裁量の余地が少ないもの」とは、内容等について国・県などの上位法令等に規定されており、整合を図るために策定されるものをいいます。

「法令等の規定に基づき意見聴取の手続を実施しなければならないもの」とは、法令などの規定により、公聴会の実施及び公告並びに縦覧の手続など、意見等を求める手続が定められているものをいいます。

(施策等の案等の公表)

第 4 条 実施機関は、施策等を策定するときは、意思決定を行う前に、あらかじめ当該施策等の案及び次に掲げる事項を公表し、町民等から施策等の案についての意見の提出を求めなければならない。

施策等の案を作成した趣旨及び目的

施策等の案に対する意見の提出期間（以下「意見提出期間」という。）及び意見の提出先

その他実施機関が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、町ホームページへの掲載その他実施機関が定める方法により行うものとする。

【考え方】

(第 1 項関係)

パブリック・コメント手続は、原則として最終的な意思決定の直前に 1 回実施するものとし、

施策等の案等の公表の時期は、施策等の策定期限などを考慮し内容の修正等、提出された意見を反映することができ、意見に対する考え方を提示する十分な期間を取ることができる時期とします。なお、施策等を策定する実施機関が案をまとめるにあたり、町民等からの意見を募集する場合には「アンケート」等の表現を用い、パブリック・コメント手続とは明確に区別して実施するものとし、

公表する施策案は、作成された案そのものに限らず、その内容がわかるものであれば差し支えありません。公表する案及び資料は、町民等がその内容を十分に理解できる分かりやすいものとし、意見提出がしやすくなるよう配慮するものとし、また、実施機関の判断により必要かつ十分な情報を提供するよう、参考となる資料の公表に努めるものとし、

(第 2 項関係)

施策等の案及び参考資料の閲覧は、施策等の案を作成した実施機関において実施するほか、必要に応じて他の施設においても閲覧ができるよう、閲覧場所を指定します。また、意見提出の利便性を図るため、町ホームページにおいても施策等の案等を公表します。

(意見の提出)

第5条 実施機関は、施策等の案を公表した日から起算して30日以上意見提出期間を設けなければならない。ただし、30日以上意見提出期間を設けることができないときは、その理由を明らかにして当該意見提出期間を短縮することができる。

2 意見の提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

実施機関が指定する場所への書面の提出

郵便

ファクシミリ

電子メール

その他実施機関が適当と認める方法

3 意見を提出しようとする町民等は、氏名、住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）、連絡先その他実施機関が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

【考え方】

(第1項関係)

意見の提出期間は、町民等が施策等の案を検討する期間や事務処理に必要な期間を考慮して30日以上期間とします。なお、施策等を早急に実施する必要がある場合などで30日以上意見提出期間を確保できない場合は、理由を明らかにして30日を下回る期間とすることができます。ただし、町民等が施策等の案について十分検討する期間の確保に努めるものとします。

(第2項関係)

意見等の提出方法は窓口での提出、郵便、ファクシミリ、電子メールを利用する方法のうち、どの方法でも意見が提出できるよう配慮します。

意見等の提出方法は、文書または電子的記録として残るものに限り、口頭（電話等を含む。）により直接聴取する方法は、原則として行わないものとします。ただし、口頭による場合でなければ提案できないような場合は、職員が意見等を聴取して受け付けるものとします。また、身体障害者からの申し出や視覚障害者などからの録音テープ、点字などの提出があった場合は、受付をして適切に処理するものとします。

「その他実施機関が定める方法」とは宅配便のほか、郵便、電子メール等に準じるよ

うな通信手段が普及した場合に、町民等の便宜を図るために採用する方法や手段をいいます。

(第3項関係)

町民等に責任ある意見等の提出を求める趣旨から、住所、氏名または団体名、連絡先の掲載を求めるものとします。匿名による意見等の提出の場合は、実施機関の考え方等は示さなくても良いものとします。

(提出された意見の取扱い等)

第 6 条 実施機関は、提出された意見を考慮して、施策等の策定に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

提出された意見の概要

提出された意見に対する実施機関の考え方

施策等の案を修正したときは、その修正の内容及び理由

3 前項の公表の方法については、第 4 条第 2 項の規定を準用する。

4 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができる。

5 実施機関は、前 3 項の規定により提出された意見を公表し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の全部若しくは一部を公表せず、又は公にしないことができる。

【考え方】

(第 1 項関係)

実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行いますが、提出された意見を必ず反映させるということではなく、提出された意見を十分考慮して、意思決定を行うということがパブリック・コメント手続の趣旨です。

単に賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方は示さないものとします。

(第 2 項関係)

提出された意見を踏まえて公表した施策案を修正した場合には、その修正内容及び修正理由を公表するものとします。また、修正内容について再度パブリック・コメント手続を実施しないものとします。

(第 4 項関係)

意見の提出者に対して実施機関は個別に回答をしないものとします。また、町民等から提出された意見を公表する場合、必ずしも原文そのものを公表する必要はなく、必要

に応じて意見の趣旨から外れないよう要約し、複数の同様な意見があった場合は、内容ごとに整理して意見に対する実施機関の考え方とともに公表するものとします。

(第5項関係)

町民等から提出された意見のうち、第三者の誹謗中傷や利益を害するおそれがあるもの、原案と関係のない意見などについては公表しないものとします。また、意見を提出した町民等の住所、氏名、電話番号など個人に関する情報など、長泉町情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものは公表しません。

(意思決定過程の特例)

第7条 実施機関は、審議会その他の附属機関等が、この要綱の定めにした手続を経て策定した報告、答申等に基づき施策等を策定するときは、パブリック・コメント手続を実施しないで施策等の策定の意思決定を行うことができる。

【考え方】

審議会、審査会などの附属機関等がパブリック・コメント手続にした手続を実施して審議等を行う場合、その結果に基づいて実施機関が施策等を策定するときは、同様の施策案について再度パブリック・コメント手続を実施することは、効率性と費用対効果の観点から望ましいとはいえません。このような場合には、実施機関としてパブリック・コメント手続を実施しないこととします。

(実施状況の公表)

第8条 町長は、パブリック・コメント手続の実施状況の一覧表を作成し、町ホームページへの掲載等により公表するものとする。

【考え方】

施策等の案に対して多くの意見を提出してもらえるようにするため、パブリック・コメント手続により意見を募集している案件を一覧表に取りまとめるものとします。

どのような案件がパブリック・コメント制度の対象になっているかを容易に知ることができるよう、パブリック・コメント制度を実施しているもののほか、既に手続を終了したものについても、町ホームページなどに掲載します。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施について必要な事項は実施機関が別に定める。

【考え方】

実施機関はそれぞれ独立して事務を執行する機関であることから、要綱に基づく事務に関して必要な事項は実施機関において別に定めることにします。

要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関の判断により定めることとなりますが、統一的な手続の運用を図ることが望まれることから、相互に十分連絡を取り合い、必要な調整を行なうよう努めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある施策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関が必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

【考え方】

施行日以降に施策を策定する場合は、この要綱に基づくパブリック・コメント手続を実施するものとします。

この制度の円滑な導入を図るため、この要綱の施行の際、現に立案過程にある施策案については立案のスケジュール等を考慮し、この要綱の規定は適用しません。ただし、施策の策定期間などを考慮し可能な範囲において、要綱の規定に準じた手続を実施するものとします。